新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成15年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(登録簿の閲覧所)

第2条 法<u>第9条</u>の規定による遊漁船業者登録簿 (以下「登録簿」という。)の閲覧の場所(以下「閲 覧所」という。)は、新潟県農林水産部水産課内及 び佐渡地域振興局農林水産振興部内に設ける。

(遊漁船業団体の指定の申出)

第9条 法<u>第24条</u>の規定による申出は、別記第1号 様式により行うものとする。

(変更の届出)

第10条 遊漁船業団体は、省令<u>第25条第1項各号</u>に 掲げる事項に変更があったときは、その日から30 日以内に、別記第2号様式による届出書を知事に 提出しなければならない。

(廃止の届出)

- 第11条 遊漁船業団体が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。(1)~(3) (略)
 - (4) 法<u>第25条各号</u>に掲げる業務を廃止した場合 法人を代表する役員

別記

第1号様式(第9条関係)

遊漁船業団体指定申請書

(略)

遊漁船業団体の指定を受けたいので、遊漁船業の適正化に関する法律第24条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

 $1 \sim 4$ (略)

- 5 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第25条各号</u> に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 6 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第25条各号</u> に掲げる業務を適正かつ確実に実施できるこ とを証する書面

7 (略)

(登録簿の閲覧所)

第2条 法<u>第8条</u>の規定による遊漁船業者登録簿 (以下「登録簿」という。)の閲覧の場所(以下「閲 覧所」という。)は、新潟県農林水産部水産課内及 び佐渡地域振興局農林水産振興部内に設ける。

(遊漁船業団体の指定の申出)

第9条 法<u>第20条</u>の規定による申出は、別記第1号 様式により行うものとする。

(変更の届出)

第10条 遊漁船業団体は、省令<u>第15条第1項各号</u>に 掲げる事項に変更があったときは、その日から30 日以内に、別記第2号様式による届出書を知事に 提出しなければならない。

(廃止の届出)

- 第11条 遊漁船業団体が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。(1)~(3) (略)
 - (4) 法<u>第21条各号</u>に掲げる業務を廃止した場合 法人を代表する役員

別記

第1号様式(第9条関係)

遊漁船業団体指定申請書

(略)

遊漁船業団体の指定を受けたいので、遊漁船業の適正化に関する法律<u>第20条</u>の規定により、関係 書類を添えて申請します。

添付書類

 $1 \sim 4$ (略)

- 5 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第21条各号</u> に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 6 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第21条各号</u> に掲げる業務を適正かつ確実に実施できるこ とを証する書面

7 (略)

第3号様式(第11条関係) 第3号様式(第11条関係) 遊漁船業団体業務廃止届出書 遊漁船業団体業務廃止届出書 (略) (略) (略) (略) $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 4 遊漁船業の適正化に関する法 4 遊漁船業の適正化に関する法 廃止の理由 廃止の理由 律<u>第25条各号</u>に掲げる業務を廃 律<u>第21条各号</u>に掲げる業務を廃 止 (略) (略)

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。